

令和5年第4回（12月）大郷町議会定例会会議録第3号

令和5年12月6日（水）

応招議員（12名）

1番	赤間	繁幸	君	2番	鎌田	暁史	君
3番	鈴木	利博	君	4番	赤間	則幸	君
5番	佐々木	和夫	君	6番	鈴木	恵子	君
7番	金須	新一	君	8番	田中	三恵子	君
9番	熱海	文義	君	10番	石垣	正博	君
11番	高橋	重信	君	12番	石川	良彦	君

出席議員（12名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学	君	教育長	鳥海	義弘	君
参事（特命担当）	三浦	光	君	総務課長	熊谷	有司	君
財政課長	菅野	直人	君	まちづくり政策課長	高橋	優	君
				復興推進課技監兼			
復興推進課長	武藤	亨介	君	地域整備課技監	門脇	匡哉	君
税務課長	小野	純一	君	町民課長	千葉	昭	君
保健福祉課長	伊藤	義継	君	農政商工課長	片倉	剛	君
参事兼地域整備課長	鎌田	光一	君	会計管理者	遠藤	龍太郎	君
学校教育課長	角田	倫明	君	社会教育課長	赤間	良悦	君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 相澤幸子 主事 上杉琉日

議事日程第3号

令和5年12月6日（水曜日） 午後1時15分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第69号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改

		正について
日程第 3	議案第 7 0 号	大郷町手数料徴収条例の一部改正について
日程第 4	議案第 7 1 号	大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 7 2 号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 7 3 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 7 4 号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 8	議案第 7 5 号	大郷町水道事業の設備等に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 7 6 号	大郷町住民バス指定管理者の指定について
日程第 1 0	議案第 7 7 号	財産の取得について
日程第 1 1	議案第 8 5 号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 7 8 号	令和 5 年度大郷町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 1 3	議案第 7 9 号	令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 4	議案第 8 0 号	令和 5 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 5	議案第 8 1 号	令和 5 年大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 6	議案第 8 2 号	令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 7	議案第 8 3 号	令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 8	議案第 8 4 号	令和 4 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 9	議案第 8 6 号	令和 5 年度大郷町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 2 0	委発第 5 号	大郷町議会委員会条例の一部改正について
日程第 2 1	閉会中の所管事務調査	

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 6 9 号	大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改

		正について
日程第 3	議案第 7 0 号	大郷町手数料徴収条例の一部改正について
日程第 4	議案第 7 1 号	大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 7 2 号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 7 3 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 7 4 号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 8	議案第 7 5 号	大郷町水道事業の設備等に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 7 6 号	大郷町住民バス指定管理者の指定について
日程第 1 0	議案第 7 7 号	財産の取得について
日程第 1 1	議案第 8 5 号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 7 8 号	令和 5 年度大郷町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 1 3	議案第 7 9 号	令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 4	議案第 8 0 号	令和 5 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 5	議案第 8 1 号	令和 5 年大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 6	議案第 8 2 号	令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 7	議案第 8 3 号	令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 8	議案第 8 4 号	令和 4 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 9	議案第 8 6 号	令和 5 年度大郷町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 2 0	委発第 5 号	大郷町議会委員会条例の一部改正について
日程第 2 1	閉会中の所管事務調査	

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、6番鈴木恵子議員、7番金須新一議員を指名いたします。

日程第2 議案第69号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第69号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第69号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第70号 大郷町手数料徴収条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第70号 大郷町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第70号 大郷町手数料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第71号 大郷町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第4、議案第71号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第71号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第72号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第72号 特別職の職員で常勤の者の給与

及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第72号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第73号 職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第7、議案第73号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第73号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第74号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第7、議案第74号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第74号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第75号 大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第8、議案第75号 大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番熱海文義議員。

9番（熱海文義君） この水道事業の設置によって、企業会計になる下水とか農集排、それから合併浄化槽が企業会計になることで何か変わることはあるのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

移行することによって、直ちに変わるものはございません。今後、経営戦略とかそういったものを計画して、その中で今後経営方針を定めていって、その後どのように変わらなければならないのか、そこを示していきたいと考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第75号 大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第76号 大郷町住民バス指定管理者の指定について

議長（石川良彦君） 日程第9、議案第76号 大郷町住民バス指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番熱海文義議員。

9番（熱海文義君） この住民バスの指定管理者の指定について、指定管理者は私は問題ないと思うんです。

ただ期間ですね、なぜ5年にしなきゃいけないのか。そこが分かりません。課長の説明では、安定的な住民サービスの何なのか、どういう内容なのかよく分からないんです。3年だってできるんじゃないですか。例えばスクールバス、ふれあい号も3年ずつなんですよ。何で住民バスだけ5年にしなきゃいけないのか、はっきりわかりません。

私はやっぱり3年ごとに見直して、よければそのまま継続すればいい話であって、何で5年にしなきゃならないかはっきり説明してもらいたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちらの指定管理期間の5年間ということでございますが、以前にも説明のほうさせていただいておりますが、基本的に当該公の施設ということで住民バス、こちらを管理している者ということで指定管理者は「おおさと地域振興公社」ということとなりますが、振興公社が引き続き管理を行うことによりまして、住民バスに係る、先ほど議員からもございましたが、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できることから、5年間の長期間での制定ということでさせていただいたところでございます。

これが3年間から5年間ということで、長期的ということになりますが、長期的な展望ということで運営側での住民バスの運営の計画であったり、今なかなか難しくなってきたおる運転士の確保といった意味で安定したサービス、それから経営が可能となるといった効果があることから、5年間ということでの設定での御提案でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） スクールバス等との違いについては。

まちづくり政策課長（高橋 優君） スクールバスにつきましては、ふれあい号については今回から3年ということになってございますが、住民バスについては安定したサービスが提供できるようにというところで、5年間が適当というところでの判断での御提案でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9番（熱海文義君） その「安定したサービス」がどういうことなのか、はっきり説明してくれと言ったんだけど、もう、「安定したサービス」って3年でも十分できると思うんです、私は。今まで、この3年間で苦情というのは何件かありましたか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

ここ3年間でということでございますが、令和3年度につきましては苦情が3件、令和4年度につきましては1件、令和5年度については3件ということでいただいております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 少ないほうですからいいんですけれども、前にいた議員さんなんかはしょっちゅう苦情を聞いていたというのもあるので、我々のところには来ないんですけれどもね。もしそういうのが多くなった場合に、やっぱり見直ししなきゃいけないんじゃないですか。そのためにも、私

は3年でいいと思っているんです。この辺、変えるつもりはありませんか。

議長（石川良彦君） これは、町長。

町長（田中 学君） 指定管理者は、地域振興公社なんです。地域振興公社に、筆頭株主の町が管理させている。3年であろうが5年であろうが、逆に運転手からの要望があって3年の任期で仕事をすることはまさに不安定要素があるので、少なくとも5年ぐらいのスパンで雇っていただくということが慣れにもつながるし、大変運転手側からすればそれが望ましいので「何とか改革してくれ」という話であるので、ならば筆頭株主の町として責任を持って、地域振興公社にこの仕事を継続して安定を図っていく。こういう計画で、今回見直しをしたということでございますので。

町が出資しているということをお忘れなく。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 修正動議。

議長（石川良彦君） 修正動議、ほかに誰か賛同者はいますか。（挙手あり）

ただいま、提出者から動議の提出がございました。賛成者ほか1名ということでありますので、動議は成立をいたしました。したがって、修正案を全員に配付していただきますようお願いいたします。

午 後 1 時 2 9 分 休 憩

午 後 1 時 3 6 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付された資料、配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、了解いたしました。

それでは、ここで本案に対し熱海文義議員ほか1名からお手元に配付した修正動議が提出をされました。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者より説明を求めます。熱海文義議員。

9番（熱海文義君） それでは説明いたします。

今まで、ずっと住民バスは3年の指定期間でありましたが、今回5年という提案されました。私は、5年も運転手は安定的でいいかもしれな

いですがけれども、危機感がないと思います。例えば、停留所を乗り過ぎていったとか、昔はそういう苦情も随分ありました。そういうことがないように、私は3年できっちり見直しをかけて、その次もよければまた指定をすればいいんじゃないかと思いますので、指定の期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までに修正したいと思います。

御賛同、よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、町長から提案されました原案に対する賛成者の発言を許します。

次に、町長から提案された原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。

原案に対する賛成者の発言を許します。ないですか。

次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。ございませんか。

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第76号 大郷町住民バス指定管理者の指定についての採決を行います。

まず、本案に対する熱海文義議員ほか1名から提出されました修正案について、起立によって採決いたします。本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立少数であります。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決いたします。原案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、議案第76号 大郷町住民バス指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議長（石川良彦君） 次に、日程第10、議案第74号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 今回のこのバスの取得なんですけれども、取得に関して文句言うわけじゃないんですけれども、このバスが問題なんですよ。最初から言うておきますけれども、ここのメーカーのバスを買うのは反対です。取得する、財産にすることは反対です。

このバス、とにかく壊れるんです。エンジンが外国産のエンジンを使っています、ミッションが日本産のミッションなんです。マッチングが悪いのか、ディーラーでもその辺の故障理由が分からないそうです。しょっちゅうミッションが壊れるんです。

今回私調べたところによると、同じエンジンのミッション積んだトラックが2年間で3回もターボを交換しているそうなんです。そういう車を買って、将来的に財産にしてしまうと、10年なり15年なりで乗り潰さないといけないじゃないですか。その間何回も故障したら、保証期間だったら取りあえず無償で直すんですけども、車を1週間も2週間も止めることになるんです。そういう車を買って、よろしいんでしょうか。私は大反対です。

私のほうから提案があるんですけれども、この間赤間則幸議員が一般質問で言ったときに、町長は答弁の中に「大郷町を回って歩くバスは、あまり人が乗っていない」という答弁したんですよ。そういうルートのところを例えば15人乗りのバスにするとか、そうしたほうが私はいいと思うんです。その調査をしているのかどうか、まず1つ聞きたいの。大郷だけ回るバスだったら小っちゃいバスでも十分できるのかどうか、ちゃんと調査しているのかどうか。

それから、15人乗りで駄目だというのであれば、他のメーカーで26人乗りも販売しています。それでも十分賄えるんでないのかな、26人乗りでも。それも駄目で、29人乗りどうしても使いたいというのであれば、この車を買うんじゃなくて取りあえず最短でリースかけたほうが私はいいと思うんです。

そうじゃなかったら、もう1つの案は他のメーカーが出るまで車検を取って、もうちょっと今の車で我慢するか。この4つの選択をしたほうが私はいいと思うんですけども、その辺考え変える気はないですか。このふそうは駄目だって。絶対取得しては駄目、財産にしては。私が一番経験して分かっていることなので、よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

今回御提案をさせていただいたメーカー車種について、議員のほうからかなり故障が多いということでお話のほういただきました。それによって、取得というのはいらないほうが今後のためだというようなお話のほうをいただいておりますが、こちらとしても故障についていろいろと調べさせていただきました。

数値で何らか示された資料があればと思ひまして、確認しましたところ、国交省の令和3年度の資料ということになりますが、自動車の不具合情報の統計データというものがございました。しかしながら、車種のほとんどが一般の車両ということになりまして、さらにメーカーによって台数のばらつきがあることは、当然ながら結果について事実関係を保証するものでない、信用度の高いものではないということでもございました。

そういったことから考えますと、数値できちっと「今回のバスは故障が多い」ということで示されたものがないというところで、それを駄目とする根拠がこちらにはないといったところであります。

さらに今回については、そもそもマイクロバスの生産が、29人乗りのマイクロバスということになります。こちらの生産が、再三御説明させていただいておりますが現段階ですとこちらのメーカーしかないというような状況があることから、今回こちらのメーカーでの車種のほうを提案させていただいたところでございます。

さらに15人乗りであったり、26人乗りであったり、さらにリースであったり、また今のものを再度延ばしてというような形というところで御提案のほういただいたところでございますが、今回の仕様としましては29人乗りでということと、さらに今後の安定的な運行、それから安全の確保といった意味でも、今回交換しようとしている車両でございますが、故障も出てきているというところから、利用いただく町民の皆さんの安全も確保しなくちゃいけないというところでもございますので、早期に納車のほうができればという考えもございまして、その辺御了承いただければと思ひます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9番（熱海文義君） その説明は前に言っているんです、分かっているの。だから提案したの、今。この車を財産にしたら、現行で走っている車より

故障が多くなる可能性あるんだよ。だったら、代替になったって意味ないじゃないですか。実際私が経験して、ふそうのバスは壊れやすいとディーラーのほうに言って、「原因は不明だ」と。原因も分からないで、ミッションがとにかく壊れるのよ。その情報、私は取っているの。だから、財産にしてほしくないのよ。

どうしてもこの車でないと駄目なんだったら、リースにしてけろって言っているのよ。最短でいいから、ほかのメーカーが出すまで。買ってしまったら、しょっちゅう壊れて物にならないよ、これ。曲げる気はないようだけれども、町長ちょっと考え直してほしいんだけど。いかがですか、町長。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私車屋でないから、内容は理解できませんけれども、そんなに壊れるものが市場に出ているということ自体がおかしいですよ。その辺、調査したの。

議長（石川良彦君） 直接やりとりしないで。どうぞ。

町長（田中 学君） 今町が購入しようとしているバスについては、1年後の納車だっけか、今発注して。半年以上もかかるような品物を、今買おうとしている。

今の既存のバス、これが壊れてきている。私は、新車であれば天下の三菱の品物がそんなに簡単に壊れるようなものを、そんな不良品を新車で販売しているということ自体私は納得いきませんが、その件は担当のほうでいろいろ調査をしたということでもありますので、私素人の判断で物を申すわけにはいかないということでもあります。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9番（熱海文義君） だから、調査して問題ないようだというけれども、実際不具合が出たら1週間なり2週間なり休むようになるわけです。そうすると、2台買った場合2台一緒に壊れる場合もあるわけ。そうすると、代車を用意しなきゃない、何だかんだと手間暇かかるじゃないですか。そういうんだったら、リースにして貸借契約を結べば、リース会社ですぐレンタカーを借りて代車も持ってこれるんですよ。最短の契約でいいから、そういうことにしたら一番いいんでないの。

将来的に壊れるんだよ、この車。証拠でなくて、私は直接運送会社のほうから聞いているの。困っているの、しょっちゅう壊れて。実際の話だよ。聞いているの、私。リースにしてください、お願いします。

でなかったら、15人乗りでも26人でもいいんだったら、そいつを財産

としたっていいしさ。買って駄目だって、この車だけは。お願いします、
どうですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

こちらの車両でございますが、当然メーカーのほうにもどういう状況かということでの問合せのほうはしております。メーカーのほうからの回答ですので、議員が言うように壊れるというような話は当然ないというところはございますが、こちら情報といったところを私は議員からしか直接伺っておりませんので、それをもって判断するというのは非常に難しいと思っております。

今回「故障があった場合に」というところでございますが、その場合はリースを借りなくちゃいけないというような話もございます。ただ、今1台についてはある程度余裕のある配車で運行しているというところもございますので、今回2台ということですが、2台同時に壊れるということがあるのかなのかということそこはわかりませんが、そういった場合の対応としては予備になるようなバスについても、今の状態でも準備しているというところがございますので、それで対応できればと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番高橋重信議員。

11番（高橋重信君） 今の話なんです、何度も訴えているわけなんです。要は、ほかの26人乗りですか、これであればほかのメーカーも手配できるということなんですけれども、なぜ29人にこだわるのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。26人じゃ駄目なのか、それであれば、すぐできるという話です。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 29人乗りということでの設定につきましては、これまでのマイクロバスも29人乗りだということで設定しているところがございます。それに基づいて事前の調査をさせていただいて、3社あるメーカーの中で取扱いができるメーカーとして、今回提案させていただいたメーカーということになってございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

まず初めに、本案に対する反対の討論を許します。9番熱海文義議員。

9 番（熱海文義君） 反対討論を行います。

先ほど私が質問したとおり、提案もしました。ぜひ、反対に御賛同いただければと思います。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に本案に対する賛成討論、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

ないようですので、これをもって討論を終わります。

それでは、これより議案第77号 財産の取得についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第85号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第11、議案第85号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第85号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可

決されました。

日程第12 議案第78号 令和5年度大郷町一般会計補正予算(第5号)
議長(石川良彦君) 次に日程第12、議案第78号 令和5年度大郷町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。1番赤間繁幸議員。

1番(赤間繁幸君) 21ページの7款5項5目14節工事請負費、防災コミュニティセンター建築工事費2億1,542万4,000円ございますが、こちらの設計費の根拠をお伺いいたします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長(武藤亨介君) 答えさせていただきます。

設計費の根拠につきましては、時価総額で積算をした場合にインフレ率を考慮して、1.3倍をさせていただいた値段としまして増額のほうをお願いしている状況でございます。

以上です。

議長(石川良彦君) 1番赤間繁幸議員。

1番(赤間繁幸君) 時価総額で積算し直した金額があると思いますが、それが4億2,130万円だったと思いますけれども、この積算し直したのにさらに1.3倍のインフレというか物価高騰率を掛けたということなのですが、これはなぜ掛ける必要があるのでしょうか。

議長(石川良彦君) 復興推進課長。

復興推進課長(武藤亨介君) 答えさせていただきます。

まず、1回目の防災コミュニティセンターの入札結果を考慮いたしまして、業者さん等の聞き取り調査、また各種メーカーの見積りを取らせていただいたメーカーさんのお話もお伺いした上で、やはり物価高騰が著しいというところを確認しております。

こちら観光物産館を確認させていただいても、1か月単位で生コンクリートであったりとか鋼材関係は毎月物価高騰の影響を受けているという印象を受けてございまして、過去の政府統計の総合窓口の資料を参考に過去1年に遡りまして、物価高騰率おおむね3割程度上昇しているところを参照させていただきまして、今後防災コミュニティセンターを発注した後工期を1年程度と考えた場合に、1年後の物価高騰率を考慮させていただいて、計上させていただいたものとなっております。

以上です。

議長(石川良彦君) 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） これから上がるというのが予想されることだとは思いますが、今回この契約に際しましてスライド条項のほうを記載させているということだったと思うんですけれども、そのスライド条項があることによって、これから上がるであろう物価に対応するということにはできないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

契約書上の約款の中に、スライド条項につきましてははっきり明記されてございまして、こちらの契約書につきましては町が単独で定めているものではなく、一般的に公共事業として使われているものという解釈をしております。

また、品確法の絡みもございまして、現在「物価高騰による痛みを民間企業に与えることはいけません」と明確にうたわれている以上、約款に基づき着実にインフレが進んだという客観的な根拠を示された場合につきましては、しっかりとした協議対象になると考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。9 番熱海文義議員。

9 番（熱海文義君） まず7 ページの「縁の郷」の改修工事、変更になった件ですね。19 ページにもありますけれども、これ約800万円出ているんですけれども、三角だから減ったということなんですけれども、3 月の当初予算で施設改修工事ということで、屋根の塗装なり外壁で134万3,000円ほど上がっている。工事するのは、135万円の工事なんです。それに、設計するのが800万円だったの。設計が800万円だったんです。そいつを下げたって、当初のときからこの800万円はどういうわけで800万円だったんでしょう。135万円の仕事ですよ。そして、800万円の設計ですよ。そういう設定をしたのはどういうわけなんだろう、まず1 つ。

それから、ちょっと分からなかったんですけれども、10 ページの国庫支出金の中の土木費国庫補助金、これ道路局所区間補助金、成田橋となっているんですけれども、この内容を教えてください。

それから11 ページ財産収入、不動産売払収入の中で説明の中に、長崎の何とか住宅というところがあったんですが、そのほか町の2 か所といういい方が、2 か所と隠す必要があるんですか。どことかと説明できるんじゃないのかなと思うんですが、その辺お聞きします。

もう1 つ、17 ページ民生費の中の児童保育費、施設災害復旧事業補助金1,030万円、この建物って無償譲渡したはずですよ、こども園のほ

うに。無償譲渡したものを、町で直さないといけないんですか、まず。何で町で修理代出さなきゃいけないんですか。実際修理代は幾らで、補助金を何ぼ出しているのか、全額なのか。その辺をちょっと聞きたいですね。

それから、普通建物は火災保険に入っているんじゃないの。保険をかけているのに、うちで補助を出さなきゃいけないのかな。福島県沖地震のときの災害だということなんだけれども、何で今まで手つかずでいたのかどうか、お聞きします。

20ページの土木費、橋梁新設改良費の中の橋梁修繕工事、これ成田橋だと聞いたんですけれども、実際どういう修繕になるのかお聞きしたいんです。ちょっと金額も大きいものですから、どういう工事になるのかお聞きします。

それから21ページ、先ほど赤間議員からも話がありましたけれども、実際災害対策調査特別委員会で見学させてもらったんですけれども、防災コミュニティセンターを建てることに関しては反対ではないんです。ただ模型を見せられたんですけれども、2階がついているんですね。その2階をつける意味を教えてください。わざわざ屋根を切って、外に出られるような形式になっているんですけれども、何でそういう形式にしないといけないのか。つくることに反対しているわけじゃないんですよ、ちょっと設計がおかしいんじゃないかと思う、まず。

聞き間違ったかもしれませんが、22ページの教育費の中の学校管理費で施設設備改修工事が100万円上がっているんですけれども、暖房の修理とかという説明があったような気がするんですけれども、その辺もう1回説明をお願いします。

以上です。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

19ページ5款1項の11目でございますが、こちらは来年度以降に予定している塗装工事のほうの設計でございますが、当初は外部委託を考えていたんですが、他課の職員による対応でできるということで、減額というふうにさせていただきました。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

まず10ページの歳入、国庫支出金の土木国庫補助金、こちらの道路所

管補助金のほうですけれども、こちら成田橋改修工事に伴うもの、あと道路台帳整備に係るものですね。こちらの補助対象の55%が、国庫補助ということで来るものでございます。

それから、20ページの7款2項5目橋梁新設改良費、こちらの工事につきましては議員おっしゃるとおり成田橋の改修工事でございます。こちらの改修工事の内容につきましては、当初床版と言われる車が通るところの床版の一部修繕ということで計画しておったわけなんですけれども、こちら詳細設計・調査設計を行ったところ、全面打替えしないと駄目だということで、全面打替えへの変更ということで今回この補正額となったものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

今回の土地の売払いですが、全部で4件になりまして、1つが長崎の旧教員住宅跡地の売払い、それから大松沢屋敷のところの雑種地の払下げが1件、それから東成田の排水路の売払いが1件、不来内の排水路等の売払いが1件の合計4件となります。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えさせていただきます。

17ページ3款2項5目18節の補助金でございます。保育施設の補助金1,030万円でございます。こちらにつきましては、災害の発生から2年近くが経過を経過しておりますが、コロナの発生などで国の災害査定が遅れ、また昨今の建築資材の高騰の影響を強く受けまして、現在も当時のままというふうになってございます。

どうして町で直さなければならないのかというところですが、園の行事などにつきましてはバスで文化会館など、町の施設に移動して行っております。明らかに子供たちの福祉が阻害されている状況でございます。このたび、このようなバスの移動による事故のリスクや子供たちの精神的な負担を回避するため、町として財政的な支援を行いまして、速やかな復旧を図るというものでございます。

金額につきましては、全体の工事費が約1,800万円、そのうち先に国の補助を受けますのが800万円、すると補助の残が大体1,000万円と、この金額になるものでございます。

次に、火災保険についてということですが、移行した当時火災保険がかなりな高額、具体的な金額になりますと火災保険の部分で40万円、地

震保険のほうが136万円だったということで、かなり高額で保険に入ることが難しかったということで、火災保険のほうに入っていたのですが地震保険のほうには入っていなかったというような報告を受けております。ただし令和5年度、今年度につきましては地震保険のほうも加入しているという報告を受けてございます。

議長（石川良彦君） 今まで手つかずでいた理由というのは。

町民課長（千葉 昭君） 手つかずの理由というのは、コロナの影響ということですよ。

議長（石川良彦君） わかりました。

次に、答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） 技監のほうから

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

防災コミュニティセンターの2階の設計の意図についてですが、まず電源関連の機械設備がございますけれども、そちらを2階に上げる計画をしております。

理由としては、町のほうで出している浸水ハザードマップで、この地域浸水の可能性として0.5から3メートルという浸水区域になってございます。万が一浸水に遭った際はキュービクル、電源の変換器になるんですけども機械を浸水から守るために、いざというときに電源喪失にならないように、防災施設ですので電源喪失にならないように2階に上げたいと思うのが1つ。

それからもう1つ、1階ではなく2階に上げた理由として、この地区で万が一逃げ遅れが発生した際に、最後の頼みの綱として避難タワーのようなイメージですね、令和元年の台風のときも消防のボートとかで逃げ遅れた方がいらっしゃいました。そういう平屋に住んでいらっしゃる方もいますので、最後に防災施設として逃げ場所の箇所として設定したいと思っております。

一部防災施設は鉄骨になってございますので、民家よりも頑丈な施設になってございますので、避難タワーの位置づけとして2階を設定させていただいております。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

22ページ9款3項2目14節工事費でありますけれども100万2,000円、

施設設備の改修工事ということです。FF式の暖房機でありますけれども、設置からかなり修繕等をしてきたところでございますが、基盤等の不具合によって修繕がきかない状態となっておりますので、更新するものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9番（熱海文義君） それでは、「縁の郷」の屋根の改修工事、私の質問に答えていなかったんだけど、135万円の工事費なのに当初800万円の予算を組んだ、そいつはどうしてなんですか。普通に考えて、800万円の工事費で135万円の設計だったら分かるけれども、こいつを委託するつもりでいたわけでしょう。

それで、今度職員でやれるようになったのは分かりました。だから当初予算で、何でそのときすぐ分からなかったのかな。職員でもできるんだったら、何も予算措置する必要なかったんじゃないですかと思うんですが、いかがでしょうか。

11ページの売払い収入で、不来内の配管ってどういうことなのさ。敷地みたいなものと何となく予想つくんだけど、排管を売ったという、排水路か。こいつを売ったって排水路がなくなったの、わからないけれども。売ったということはどういうことなのか、ちょっと説明不足なのかなと思います。

それから、17ページの「すくすく夢の郷」こども園のほうなんですけれども、火災保険は入っていて高額で地震保険は入っていないと言っていて、今になって、地震保険をかけた。どういう理由なんです。当初からかけておくべきなんでないんですか。地震で壊れたから、また入るようになったのか。だって高くて入れないんだから、今だって入れないんでないの、違うんすか。俺言っているの、間違っているかな。その辺、もう1回お聞きします。

あと防災コミュニティセンターのキュービクルだっけか、何かそういうものを上に上げるための2階だという説明あったんだけど、例えば外に置いていても基盤として成り立つっちゃね、2階に上げなくても。例えば支柱みたいなものを立てて、そいつの上さ上げてやってもいいんじゃないのかなと思うんだけど、わざわざ何かのために2階使うのに、機械を置くために2階というのはちょっとおかしいような気がするの。

例えば、川を見るとかどうのこうのとかという話よりは、定点カメラ

ってあるじゃないですか。そっちのほうが全然、全体的に皆見えるはずですよ。わざわざ上がらなくても。あのつくりにすると、将来的に絶対修理が必要になってくるんですよ、屋根は。そのときに、また莫大なお金がかかるんでないのかと。、そうすると、2階がなくて普通の屋根にしてしまうと、そんなに工事費もかからないのかなと思うんだけども、その辺の見解をお示してください。

以上です。

議長（石川良彦君）　ここで10分間休憩といたします。休憩後に、答弁いただきます。

午 後　　2 時 1 7 分　　休 憩

午 後　　2 時 2 7 分　　開 議

議長（石川良彦君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君）　お答えいたします。

先ほどの当初予算の134万3,000円でございますが、こちらにつきましては通常の修繕ということで、レストランとかの電気工事を予定しているものでございました。今回減額になりましたのは、先ほども答弁したんですが、来年度以降の塗装の設計工事のほうになってございます。

あと、当初でそれが分からなかったのかという御質問でございますが、それは人事異動により有資格者が積算可能になったため、今回減額ということになりました。

以上です。

議長（石川良彦君）　課長。聞いていることは、工事費に対して当初から設計費が高かったんでないかということなんだと思うんだけども、その辺の整合性。

農政商工課長（片倉 剛君）　もう一度答弁させていただきます。

134万円と今回の減額になった約800万円なんですけど、これは別々のものなんです。134万円というのは通常の工事、電気とかの工事になります。今回ののは、来年度以降に予定している塗装のほうの設計というふうになってございます。

議長（石川良彦君）　次に、答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君）　お答えいたします。

先ほどの排水路の説明でございますが、こちらにつきましては既に民間の会社のほうで所有している山林等の間を通過している水路だったわけでございますが、そちらの水路につきましては既に使われておりません

で、その辺の周辺の地権者、それから水利組合のほうでも使わないということ同意をいただきましたので、用途を廃止しまして、その会社さんのほうが一体的に太陽光の施設を設置できるようにということで、売払いを希望されましたので、それをこちらのほうで売り払ったという内容でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

どうして保険のほうを、今年度からかけたんだということでございますが、町のほうから譲渡する前は、当然町としまして保険のほうに加入しておりました。園のほうに譲渡後、園のほうで保険をかけるといったときに積算をしてみたところ、かなりな高額になると。まだ建ててから15年程度の建物なので、そこまで被害は大きくなることはないだろうという想定のもと、地震保険のほうは経費節減の折外したという答えでございました。

令和5年度になって今回こういうことがあったので、とてもやはりいけないということで、令和5年度からは改めてランクを若干下げて地震保険のほうにも加入したという報告を受けてございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

防災コミュニティセンターの平屋根案と、平屋根に屋上をつけた2つの案で、まず数値的な部分でお答えさせていただきますと、40年サイクルのメンテナンスコストといたしましては、屋上案を設けたほうが年間で130万円ほど維持管理費が上がるのではないかという試算をしております。ですので、構造の違いによってのメンテナンス費用の違いは130万円と、町のほうでは考えてございます。

次に、建設のコストの違いにつきましては、屋上を設けることによりまして、普通の平屋根をつくるよりも1,188万円高くなると、現段階で考えてございます。それぐらいのコストをかけて、それ以上の付加価値を求めていくという発想に当然なると考えてございまして、まず去年令和4年10月13日に開催させていただきました粕川地区のコミュニティ推進協議会の中で、地元の皆様方の御要望として特に強かったのが、流されないための一部重量鉄骨の構造があったほうがいいなという御意見。

また、消防団の詰所になる可能性が非常に高いので、最終的に残されてしまった方が垂直避難できる場所が欲しいという御意見も、中にはございました。また、そういったところが地域の安全性の向上につながる

と考えてございます。

先ほど、キュービクルとか屋外空調機施設等を2階に上げることによって浸水被害を防ぐというのが、コスト上の一番のメリットであるとは考えてございますが、そのほかにもいろいろな要因を考えてございまして、代表的なもので私が一番強調させていただきたいのが、震災から5年程度たっております。仮設住宅も撤去された中で、令和元年台風による被害というのは、時の流れとともにだんだん風化されてきているイメージも受けてございます。

そういった中で、地域の高い防災意識の継承を担う施設としまして、防災意識の情操を発展させ、この経験を風化させないためのシンボリックな位置づけとして、川北の防災拠点として町のほうでは整備したいという考えがございます。平屋根にするよりも、一部コスト上多少かかるかもしれませんが、シンボリックな位置づけとしての施設整備を目指してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9番（熱海文義君） まず、まず不來内の側溝、排水路のやつ。全協でもそういうような御説明があればここで質問する必要もないと思うんで、ほか2か所、3か所とか曖昧な説明じゃなく、きちっと説明してもらえればありがたいなと思いますので、これからはそうしてください。よろしくをお願いします。

それから、こども園の関係なんですけれども、ということは例えば無償譲渡したときに、課長のほうから「ちゃんと保険かけろよ」とか、そういう指導はなかったんですか、そこなんですよね。金額高いから、ずぼらで考えて入らない。「地震でそんなに壊れないべ」とは自分らの勝手な話で、壊れたから「町で助けてけろや」、そんな話はないんでないのかなと思うの。そういう指導があったのかどうか。

それからコミセン、これ例えば今回2億1,500万円追加、物価高騰によるというんだけれども、全体的に5億5,000万円になるわけじゃないですか。地域の人たちが分かっているかどうか分からないけれども、5億5,000万円ですよ。その辺ちゃんと説明したのかどうか、お聞きします。

以上です。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

譲渡のときに協定書なり、あと町有財産の無償譲渡の契約書なりを交

わしてございますが、保険のところまで言及したものはございませんでした。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

まず、粕川地区コミュニティ推進協議会の会長様にはこういった不落の結果と、今後予算の増額を議会のほうにお願いして、もう一度計上させていただきたいという御報告はさせていただいてございます。ただ金額については、当初予算の3億円強のときと今回と、建物を金額で設計するというよりも、地元から愛されてかつ防災拠点としての機能を重視するという観点から、値段ありきではないというところから、もともと値段についてはお伝えしてない状況でございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番高橋重信議員。

11番（高橋重信君） 21ページの防災コミュニティセンターの件なんです、今この本会議の中で2階がなぜ必要なのかとか、あるいは予算的にこのぐらいかかりますよとか、こういう説明がもっと前にも必要かなと。

この中で、さらにもっと説明したいものがあれば出していただきたい。この施設は、粕川の人たちは傍聴にいっぱい来ていただいておりますが、みんな楽しみにしているわけなんです。皆さん、可決はすると思いますが、万が一そういうことがありますと困りますので、どうせなら全員が賛同の中での可決が一番望ましいのかなと。

今回、この事業が万が一等通らない場合、再度それを立てていただきたいというときどのぐらい町の持ち出しや、あるいは国からどのぐらいしか来ないのか、この辺の説明もあってもいいのかなと私考えます。

その辺、もしできるのであればしてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。門脇技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

今回建設する防災コミュニティセンターは、令和元年の台風の被害によって防災施設として建築をするということで、国のほうに申請をして交付金をいただいているというところでございます。仮に今回建築を一旦やめると、次に要求をするとなった場合には今回の額同等で来るかというのは不透明ということでございます。

全国的に内閣府のほうで津波の計算を改定して、今回コミュニティセンターで要求した防災の交付金を使って、今津波対策を全国でやっているということで、かなり分母が上がっているという話を聞いてございま

すので、今後同じことを要求した場合は、同等というのはもしかしたら難しいのかもしれないというところはあるかと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。10番石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 先ほどの17ページの民生費の児童保育費、その下の負補交の中の保育施設災害復旧事業補助金、これ1,000万円ということで、先ほどいろいろお話を承りました。このことについては、早急にやっておくべきだろうという観点でありまして、この内容等についてもよく分かりました。しかしながら、大郷の子供たちに早く便利な安全な場所でやらせたいということでございます。

それで、3月の入園式というのかな。ああいうところまではどうなんでしょうか。間に合うような工事になるんですか、ならないんですか。これまでも大分待たせてきたというようなことを聞いておるわけですが、いかがでしょう。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

3月に卒園式を予定してございますが、それまでに間に合うように工事を行うということでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） ぜひその辺は間に合わせて、いい卒「園式にしていきたいと思っております。

それから、21ページの先ほど皆さんからお話がある復興まちづくり事業で、工事請負費2億1,500万の計上ということではありますが、その辺の復興事業の予算について以前いただいた中で、町の事業としての総体の中で町の手出し、これをどのぐらい予定なさっておるのか。その辺もお聞きしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

起債につきましては、実際にお支払い等があった場合に借りるわけですので、今のところ枠という考え方になりますが、今回の予算額が5億4,769万円ほどでございますが、そのうち補助金が1億5,100万円ほど入りまして、町のほうでは3億9,070万円ほど起債をする予定でございますが、このうち70%が今年度に交付税措置されますので、町のほうの手出しはこのままの金額でございますと、1億1,700万円ほどになるということで積算しております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） その件については、どうなんでしょうか。一般財源の対応、先ほど梓というお話があったわけでありますが、実際はその金額というふうにはいかないと思いますけれども、財源としては一般財源からということで理解してよろしいでしょうか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

過疎債につきましては、今年度いただける額が多いものですから極力これに充てまして、残りにつきましては基金を充てたりするというところで、極力お金のほうは一般財源の中でも基金等を充てていければというふうに思っております。

ただ、実際この金額に決まったわけではございませんし、これから入札等があった場合にもっと圧縮される可能性もありますので、その辺も見ながら検討したいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。赤間繁幸議員、討論ですか。違う、何ですか。

1番（赤間繁幸君） 修正の動議をお願いしたいんですが、よろしいですか。

議長（石川良彦君） ちょっと待ってください。修正動議ということですか。

動議ということなんですが、誰か賛成者はいますか。（挙手あり）分かりました。

ただいま、1番赤間繁幸議員より修正動議ということで御発言があり、賛成者1名でありますので、動議は成立をいたします。

したがって、修正案をそれでは全員に配付していただきますようお願いをいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後 2時44分 休憩

午後 2時51分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

資料配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ここで本案に対して赤間繁幸議員ほか1名から、お手元に

配付した修正動議が提出をされました。

したがいまして、これを本案と併せて議題とし、提出者より説明を求めます。1番赤間繁幸議員。

- 1番（赤間繁幸君）では、この度の議案第78号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第5号）に対しまして、防災コミュニティセンター建築工事費の2億1,542万4,000円をゼロと見直すことで、歳入歳出それぞれ63億2,139万5,000円とする修正案を御検討いただければと思います。

理由といたしまして、今日の日経新聞の1面にもございましたが、「物価高を起す公共工事費の増額」という記事がございました。先月28日の委員会で説明をいただいたんですが、コミュニティセンター建設の当初予算が3億3,226万6,000円ということでした。10月5日の入札不落を受けて、先ほどもお答えいただきましたが実勢単価で見直しをしたその設計価格が8,903万4,000円増の4億2,300万円とのことでした。

入札において、積算単価と入札の単価に大きな乖離があり、その差異が約6,000万円ということでもございました。仮に、その6,000万円に物価高騰率の1.3%を掛けたとしても7,800万円だと思いますが、実勢単価で見直した4億2,300万円ですと十分と考えます。また、スライド条項を附帯しておりますので、これからさらなる物価上昇があっても対応できるのではないかと考えます。

ですので、今回の2億1,542万4,000円の増額は、了承できないということでもございます。

誤解を恐れずに申し上げますが、コミュニティセンターが要らないということではございません。ただ、2億円を増額して5億円を超える建物をつくるというのは、いかななものかと。仮に1億円あれば、それこそ物価高騰で苦しんでいる町民の方々へ町単独で商品券を配布したり、また資材高騰で今畜産農家の方や農家の方も大変経営が厳しい状況になっていると思います。そういった方への支援などにも使えるのではないのでしょうか。

次に、この事業は協議会の皆様の中で、話し合いによって進めてきた事業でございます。ですので、入札不落の結果が出た時点で協議会へ報告をして、そこで再度協議をした上で、その結果を今回この議会の審議にかけていただくのが本来の手順なのかなと考えます。

ただ、今回は町としても被災された方々のために、少しでも早く建設を急ぎたい、そういう思いがあつてこの手順になってしまったのだと理解しております。ですが、仮に今回の補正予算で可決されたとしても、

時期的に工事の着工というのは、多分来年度へ繰り越されるのではないかと考えます。であれば、焦らずしっかり再度協議いただき、次回の予算へ計上していただければと思います。

以上のことにより、原案に対し修正を行いたいと思います。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、町長から提案された原案に対する賛成者の発言を許します。

次に、町長から提案された原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

次に、原案に対する賛成者の発言を許します。2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 議員番号2番鎌田暁史でございます。議案第78号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第5号）に対して賛成の立場で討論いたします。

令和5年3月16日に開催された3月議会において、議案第33号 令和5年度大郷町一般会計予算に対して、前職の議員による反対討論が行われました。この反対討論では、15点の問題点を指摘しておりましたが、その中で中粕川復興まちづくり事業の防災コミュニティセンター建設に関する指摘は行っていないことを申し述べておきます。

さて、議案第78号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第5号）に賛成する立場で、中粕川復興まちづくり事業の防災コミュニティセンター建設について、5点述べます。

まず初めに、老朽化した既存の公民館に代わる防災コミュニティセンターの建設は、第12区中粕川地区の住民の方々の全体の声ではないかと思えます。私は、この声を尊重すべきと考えます。

2番目に、建設工事の資材価格高騰は事実であり、実勢価格での見積り対応による予算の増加は、仕方がないことと思えます。

3番目に、補正予算の計上に当たり、予算に不足が生じないように配慮する対応については、11月28日の災害特別調査委員会にて担当課よりその根拠を明示した上での御説明がありました。この配慮は、やむを得ないことと考えます。

4番目に、補正後に5億4,769万円となった予算額について、担当課から御説明があったとおり、その多くが国費と起債・過疎債で賄われるこ

とに着目したいと思います。

5番目に、今後ほかの建設工事について予算の見積りを行う場合は、より慎重に御対応いただくことを求めたいと思います。また、議会での議決が必要とならない5,000万円以下の工事に関しても、より慎重な見積り対応を求めます。

以上によりまして、中粕川復興まちづくり事業の防災コミュニティセンター建設についての補正を含む議案第78号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第5号）は、原案のまま可決すべきと考えます。

以上で、賛成討論を終わります。御賛同のほどよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。ございませんか。

それでは、次に原案に対する賛成者の発言を許します。7番金須新一議員。

7番（金須新一君） 議案第78号 一般会計予算、防災コミュニティセンター建設について、この事業に関しまして、物価や人件費高騰により公共施設等を建設するに当たって当初予算を上回り、補正をしなければならない事態が全国各地の自治体で発生しております。

これが大郷町に限ってのことであれば、問題提起とされると思いますが、しかしこの事業は私自身が議員になる前から、粕川地区を含めた川北地域にとって災害からの復興に必要な施設として事業を進めてきたものと認識しております。地域住民の方からも、「早期事業を達成してほしい」との声を伺っております。よって、原案に賛成いたします。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

次に、原案に対する賛成者の発言を許します。10番石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 先ほど、この修正案の中で質問があったことに対して、いろいろなことをお伺いしております。結論から言いますと2番議員、そしてまた今の7番議員と同じであります。最初からこれは早期にやるべきである、そういう結論でございます。

確かにこの物価高騰、これは皆さんもお分かりのとおりでありますし、それと同時に先ほど町の手出しというお話もありましたけれども、しっかりと自分のやれる範囲というものを決めて、しっかりとそれに対応して何ら問題ない財政の内容であると、私はそのような感じがいたします。

そういうことからして、今回この台風19号によって多大な被害を受け

て、さらに心の痛みを感じながら今も暮らしておる方もいるかもしれません。早くこういうようなものを造って、二度と災害というものが無いような、そういうような取組が必要ではないだろうかと思えます。そういうことで、賛成者の方も大分多いと私なりに見たわけでありませう。

そういうことで、今回は賛成の立場で、討論をさせていただきました。ありがとうございます。

議長（石川良彦君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。

次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

次に、原案に対する賛成者の発言を許します。11番高橋重信議員。

11番（高橋重信君） 先ほど修正動議が出されてきて、補正ではゼロだと。このゼロは、これは建設をしないと言っていることなのかなど。結局、入札不落の中で5,000万円、6,000万円ですか、最低ラインでそのぐらいだと。その上は8,000万円、それ以上になるととてもじゃないけれどもやる建設業者がいない。

異常な物価高騰がどのようになるか分からないということで、執行部ではどんなことがあっても次は入札させてもらわなきゃいけないと。その観点から、こういう予算を組んだものと私は考えております。

以前取り払われましたが、仮設住宅に入居されている方の居住地、これをどこにするかの議案のとき、そこに粕川推進協議会のほうに議員の人たちが赴いて、全員が賛同してくれと。全員可決中でやっていただきたいと持ち帰ってきたわけなんです、その中で要は反対の方もいる、あるいは反対討論まであった。「災害に遭った人に寄り添う心はどうなっているんだ」という町民の方の話もありました。

コミュニティセンター防災なんです、やっぱり人と人をつなぐそういうかけ橋の場所でもあるし、それで40年間持ちこたえるような施設にしてほしい。屋根関係という話もありましたが、やっぱり40年、50年と長くそこを利用する、あるいは後世につながる施設にしていきたい。

前の説明では、要は吉田川が見えるようにという説明だったんですが、今回の本会議の質問の中では要はキュービクルとかいろいろなもの、要は水につかると機能が麻痺する。福島原発、あそこはそういう関係のものが下のほうにあったので、水が冠水して駄目になったわけなんです、やっぱり町外の人があそこを歩いてどういう施設なのか、あるいはそこに集まっている人たちが、中粕川だけじゃなく大郷全体の中のよりどころとなるべき施設にしていきたいと思えます。

これ、できれば全員の皆さんの賛同の中での賛成可決としていただきたいと思っておりますので、どうかひとつこの辺をよろしくお願いします。

以上で、賛成討論を終わります。

議長（石川良彦君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。

次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第78号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第5号）の採決を行います。

まず、本案に対する赤間繁幸議員ほか1名から提出されました修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立少数であります。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、議案第78号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第79号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第13 議案第79号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第79号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第80号 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第14、議案第80号 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第80号 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第81号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第15、議案第81号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第81号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第82号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第16、議案第82号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第82号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第83号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会

計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第17、議案第83号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第83号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第84号 令和5年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第18、議案第84号 令和5年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第84号 令和5年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第86号 令和5年度大郷町一般会計補正予算(第6号)

議長（石川良彦君） 次に、日程第19、議案第78号 令和5年度大郷町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第86号 令和5年度大郷町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 委発第5号 大郷町議会委員会条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第20、委発第5号 大郷町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長熱海文義議員。

議会運営委員会委員長（熱海文義君） 委発第5号 令和5年12月6日 大郷町議会議長石川良彦殿。

提出者	大郷町議会運営委員会委員長	熱海文義
賛成者	同委員	鈴木利博
	同委員	佐々木和夫
	同委員	鈴木恵子
	同委員	金須新一

大郷町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を、会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

別紙

大郷町議会委員会条例の一部を改正する条例。

大郷町議会委員会条例（昭和39年）大郷町条例第1号の一部を次のように改正する。

別表中「7」を「6」に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上であります。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

委発第5号 大郷町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 次に、日程第21、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査と

することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 以上をもちまして、本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和5年第4回大郷町議会定例会を閉会といたします。
大変御苦労さまでした。

午 後 3 時 2 2 分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員